明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令（経済産業二七）　一

〔告　示〕
○特定特殊自動車の型式の届出があった件（経済産業・国土交通・環境一四～二七）　三
○届出事業者の住所を変更した件（同二八）　五
○少数生産車の型式を承認した件（同二九～三二）　六
○少数生産車の型式について承認の失効の届出があった件（同三三～三八）　六
○少数生産車の型式についての承認を取り消した件（同三九～四三）　六

〔公　告〕
官庁
公示送達関係　諸事項　六
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、地方公共団体情報システム機構平成三十年度財務諸表、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　九〇
地方公共団体
行旅死亡人関係　一〇二
会社その他
会社決算公告　一〇三

省令

○経済産業省令第二十七号

航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第八条第一項、第十条第一項及び第十二条第一項並びに航空機製造事業法施行令（昭和二十七年政令第三百四十一号）第四条の規定に基づき、航空機製造事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月十九日

経済産業大臣　世耕　弘成